三調発　第１４１号
令和７年１２月２２日

会 員 各位

三重県土地家屋調査士会
会 長　川 井 一 浩

令和７年分 取扱事件年計報告書、及び戸籍謄本等職務上請求書使用簿のご提出について（お願い）

平素は、本会運営にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、三重県土地家屋調査士会会則第９８条第１項に基づき、令和７年に処理した事件について、別添「令和７年分 取扱事件年計報告書（附録第１１号様式）」にて事務局までご報告願います。

また、三重県土地家屋調査士会 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程に基づき、職務上請求書使用簿（令和７年分）の写しを事務局までご提出願います。

＜提出期限＞　**令和８年１月３１日（必着）**

＜提出書類＞　取扱事件年計報告書（附録第１１号様式）
職務上請求書使用簿（写し）

※ いずれも R7.1.1～R7.12.31 の１年間分

（上記様式は、三重会ＨＰの会員専用ページ「ダウンロード」にも掲載しております。）

＜取扱事件年計報告書作成・提出要領＞　　**提出期限：１月末日必着**

別添「附録第１１号様式」に事務所所在地・登録番号・氏名及び取扱事件数を記入し、事務局へご提出下さい。（年計報告書の提出は会則により定められております。）

なお、附録第１１号様式の一部改正が行われ、「職印」の記載が削除されましたので、**電子データによるご提出も可能**です。

連合会において、土地家屋調査士制度の改善のための統計資料として活用をするために、金額欄の記載への協力をお願いします。金額欄に記載をいただきました内容につきましては、連合会が統計資料として利活用すること以外には使用いたしません。なお、金額の記載は義務ではありません。

年　計　表　　記　載　要　領

１　**「申 請 手 続」（１～６、２１～２６）**

（１）　土地の表題、分筆、地積変更・更正で調査・測量を伴う場合は１－１、２－１、３－１に記入するものとし、既に調査・測量が終了している場合は、１－２、２－２、３－２に記入する。

（２）　地積変更・更正、分筆を連件で申請する場合、地積変更・更正は３－２に記入し、分筆は２－１ に記入するものとする。

（３）　複合する申請又は申出の場合には、主たる内容の欄に記入する。例えば、一部地目変更・分筆の場合は「分筆」に記入する。

（４）　建物の申請で所在、床面積の変更・更正等建物図面・各階平面図の添付を要するものは、２３に記入するものとし、種類、構造の変更・更正等図面の添付を要しないものは、２４に記入するものとする。

（５）　区分に関する申請又は申出の場合には、表題、変更、更正又は滅失等であっても「区分建物」欄に記入するものとし、個数を併記する。

（６）　上記以外の申請又は申出の場合には、「その他」（６又は２６）欄に記入する。例えば、土地滅失、所有者の表示変更・更正、地図訂正、地積測量図訂正、建物図面・各階平面図訂正等。

（裏面につづく）

２ **「鑑 定」（７）**

公的、私的に関わらず鑑定に関するものを記入する。

３ **「境 界 管 理」（８）**

依頼人一人につき一件とし、二年以上管理する場合には年ごとに記入する。

４ **「調 査・測 量」（９、２７）**

土地又は建物に関する調査・測量で、申請又は申出を伴わないものを記入する。

３ **「そ の 他」（１０、２８）**

土地又は建物に関する審査請求・乙号事件等を記入する。

４ **「公 共」（１１、１２、２９、３０）**

官公署等の事件（公共嘱託登記協会から受託した事件を含む）は、すべてこの欄を使用するものとし、

（１） 嘱託（申請）手続を伴うものは、「嘱託手続」欄に記入する。

（２） 嘱託（申請）手続を伴わないものは、「その他」（１２又は３０）欄に記入する。

５ **「相 談」（６１）**

調査士が行う業務に関して相談のみがあった場合は、この欄に記入する。

６ **「筆界特定、ＡＤＲ」（４１～４４、５１、５２）**

該当する事件があった場合は、この欄に記入する。

７ 該当のない事項については、「０」と記入する。

※ 別添「附録第１１号様式」は、会員専用ページにも掲載しております。

附録第１１号

令和７年分　取扱事件年計報告書

事務所所在地　　（　　支部）

登　録　　第　　号

三重県土地家屋調査士会長　殿

土地家屋調査士

土地				建物				筆界特定			ＡＤＲ			相談			総計	
区分		件数	金額	区分		件数	金額	区分	件数	金額	区分	件数	金額	区分	件数	金額	件数	金額
申請手続	1-1.表題(調査測量含)			申請手続	21.表題			41.代理手続			51.民間紛争解決手続							
	1-2.表題(調査測量済)				22.区分建物	（　個）					52.その他							
	2-1.分筆(調査測量含)																	
	2-2.分筆(調査測量済)				23.表示変更更正（図面添付）													
	3-1.地積変更・更正（調査測量含）				24.表示変更更正（図面なし）													
	3-2.地積変更・更正（調査測量済）				25.滅失													
	4.合筆				26.その他													
	5.地目変更																	
	6.その他																	
	計				計			計			計							
7.鑑定				27.調査・測量				42.資料作成						61.相談				
8.境界管理								43.調査・測量										
9.調査・測量				28.その他														
10.その他								44.その他										
計				計				計						計				
公共	11.嘱託手続			公共	29.嘱託手続													
	12.その他				30.その他													
	計				計													
合計				合計				合計			合計			合計				

※ 金額の記載は義務ではありません。

（別紙第２号様式）

戸　籍　謄　本　等　職　務　上　請　求　書　使　用　簿

用紙番号		使用年月日	提出先	依頼者	請求先名・請求内容		使用目的	備考
例	１２３４５６	R2．8．12	○○○ 法務局	○　○　○　○	○　○　○　○	戸籍・住民票	分筆・地積更正等	
1		．　．						
2		．　．						
3		．　．						
4		．　．						
5		．　．						
6		．　．						
7		．　．						
8		．　．						
9		．　．						
10		．　．						
11		．　．						
12		．　．						
13		．　．						
14		．　．						
15		．　．						
16		．　．						
17		．　．						
18		．　．						
19		．　．						
20		．　．						

【土地家屋調査士　　事務所】